

奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四号

奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例

奈良県特別会計設置条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号を次のように改める。

四 母子父子寡婦福祉資金の貸付け 奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

第二条の表第四号中「奈良県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計」を「奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に奈良県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計に属する権利及び義務は、奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計に帰属するものとする。